

お知らせ（重要）

会員各位

社団法人日本生殖医学会代議員選挙実施 ならびに選挙権・被選挙権について

社団法人日本生殖医学会では、現在、社団法人から一般社団法人への移行認可取得のための申請をしており、平成24年（2012年）4月から新法人でのスタートができるよう準備をすすめております。それにともない、現在の代議員・役員の任期は平成22年総会后より平成24年第1回通常総会（6月）までとなるため、新代議員役員の選出のため、「社団法人日本生殖医学会代議員選出に関する細則」に基づき、代議員選挙を平成24年3月末を目途に実施する予定です。今後の最新情報は随時本会ホームページでのご案内を予定いたしておりますのでご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、代議員選挙実施にあたり、会員の皆様におかれましては今一度、「社団法人日本生殖医学会代議員選出に関する細則」における選挙権・被選挙権についてご確認ください。なお、平成23年12月末日までの会費納入状況で代議員定数を確定いたします。平成23年12月末日までに本年度までの会費を完納しない場合、選挙権・被選挙権を喪失しますのでお間違えのないようご準備・ご高配賜りますようお願い申し上げます。

民主的選考という基本理念のもとに、社団法人日本生殖医学会代議員選挙が円滑に実施されますよう、会員諸先生方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

社団法人日本生殖医学会
庶務部 苛原 稔

<参考>

「社団法人日本生殖医学会代議員選出に関する細則」より抜粋

第3章 選挙権・被選挙権

第4条 社団法人日本生殖医学会が代議員定数を確定する期日までに、その年度までの会費を完納した会員は、選挙権を有する。

第5条 被選挙権の有権者は選挙が行われる前年の12月末日において引き続き満5年以上の社団法人日本生殖医学会員であって、かつ選挙が行われる前年中の本会が代議員定数を確定する期日までにその期日を含む年度までの会費を本会の会計に入金した者とする。

2. 代議員は原則として就任する前年の12月31日に65歳未満であることが望ましい。